

論点の補足資料2

(国土利用計画(市町村計画)の策定を進める上での留意点)

平成29年9月27日

これからの国土利用・管理に対応した国土利用計画（市町村計画）のあり方

○国土利用・管理を取り巻く状況と課題

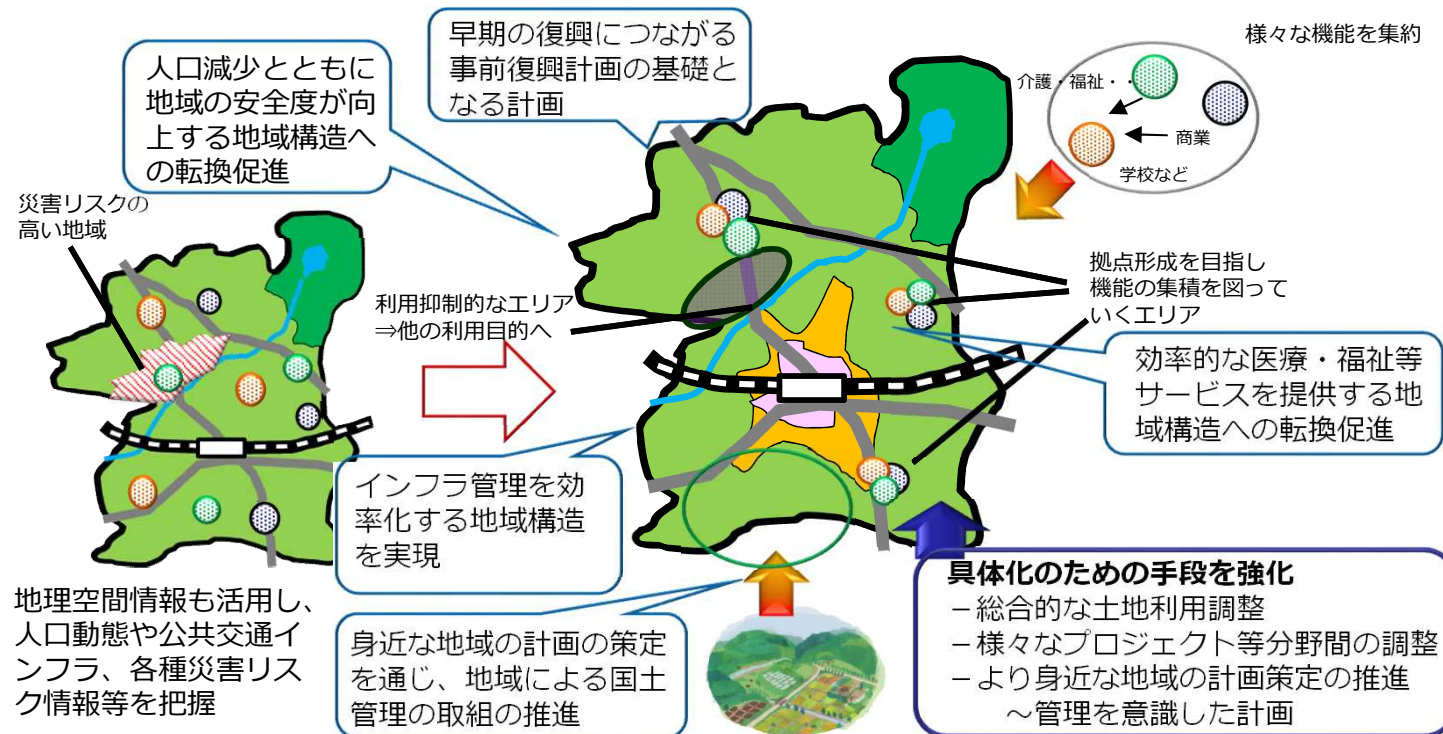
- ・急激な人口減少、異次元の高齢化の進展による国土管理水準の低下、土地利用の非効率化
- ・巨大災害の切迫、気候変動等による水害、土砂災害等のさらなる頻発化、激甚化の懸念
- ・インフラの老朽化、インフラ整備の進展等による土地利用ニーズの変化
- ・合併による市町村域の広域化 等

○対応の方向性

- ・総合計画の空間化（地図に落とした総合計画）により解決を目指す
- ・人口減少に対応した土地利用構造への転換を進めるにあたって「コンパクト＋ネットワーク」の戦略の視点を持った地域のグランドデザインが必要

○市町村国土利用計画の活用

- ・人口減少下の土地利用構造を実現するためのグランドデザインを見える化



○計画策定・推進の支援

- ・人口減少下の時代にあった国土利用計画制度への改善・充実
- ・計画策定・変更に対する支援
 - 洪水浸水想定区域データ等の災害リスク情報の積極的提供
 - 地理空間情報の提供（G空間情報センターの活用等）
 - 計画策定に向けた技術的支援の充実
- ・専門家派遣など様々な分野の専門的な立場からの計画策定支援
- ・策定ノウハウ含めた事例集・マニュアル等の作成
- ・研修・説明会等を含めた展開など

「これからの国土利用・管理に対応した国土利用計画(市町村計画)のあり方」2017とりまとめ より


- ・人口減少の時代にあった国土利用計画制度への改善、充実
- ・計画策定支援の充実
- ・市町村と国、都道府県、周辺市町村との調整(広域的な視点の必要性)
- ・コンパクト＋ネットワークに関する既存の計画制度との関係の整理

国土審議会計画推進部会におけるコメント

- ・市町村計画について、市町村の境界を越えた広域的な視点について、強調するべきであると思った。

国土審議会におけるコメント

- ・国土利用計画を総合計画の空間化と捉えることについて、賛成である。
- ・土地利用構想図は、策定する市町村の利用の仕方が課題である。市町村におけるデータサイエンティストの育成について検討していただきたい。
- ・災害リスクを勘案したランドデザイン、土地利用を考えて欲しい



広域的視点や災害リスク等の地域特性を考慮した市町村計画の策定に向けて
技術的支援等を充実させていくこととする

◎ 事例集、マニュアル等の作成

◎ 研修、説明会等を含めた展開

◎ 利用しやすさに配慮した計画策定に資する様々な地理空間情報の提供

等

市町村の境界を越えた広域的な視点の必要性

- 新たな交通インフラによる広域連携の視点
（リニア中央新幹線、北海道新幹線、新東名（第二東名）高速道路の整備等）
- 流域の視点
- 生態系、景観等の広域的取組の視点
- 連携中枢都市圏、観光圏の視点
- 都道府県の役割として県が市町村計画策定を支援

災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

- 災害リスクを考慮した国土利用計画

《土地利用に関して災害リスクを考慮しているその他事例》

- 条例による災害リスクへの対応
- 立地適正化計画における災害リスクの考慮
- 国土強靱化の取組

市町村の境界を越えた広域的な視点の必要性

● 新たな交通インフラによる広域連携の視点

インフラの整備は、当該箇所だけでなく周辺地域にも影響が及ぶため、周辺市町村における土地利用等について広域的な連携が求められる。

リニア中央新幹線の新駅関係 長野県飯田市上郷地区（長野県駅設置予定）

国土利用計画（長野県計画）（H28.9）

:リニア中央新幹線整備がもたらすメリットを広く県内に波及
『リニア3駅活用交流圏』の実現に向けた道路整備などの土地利用、駅周辺整備を掲げる

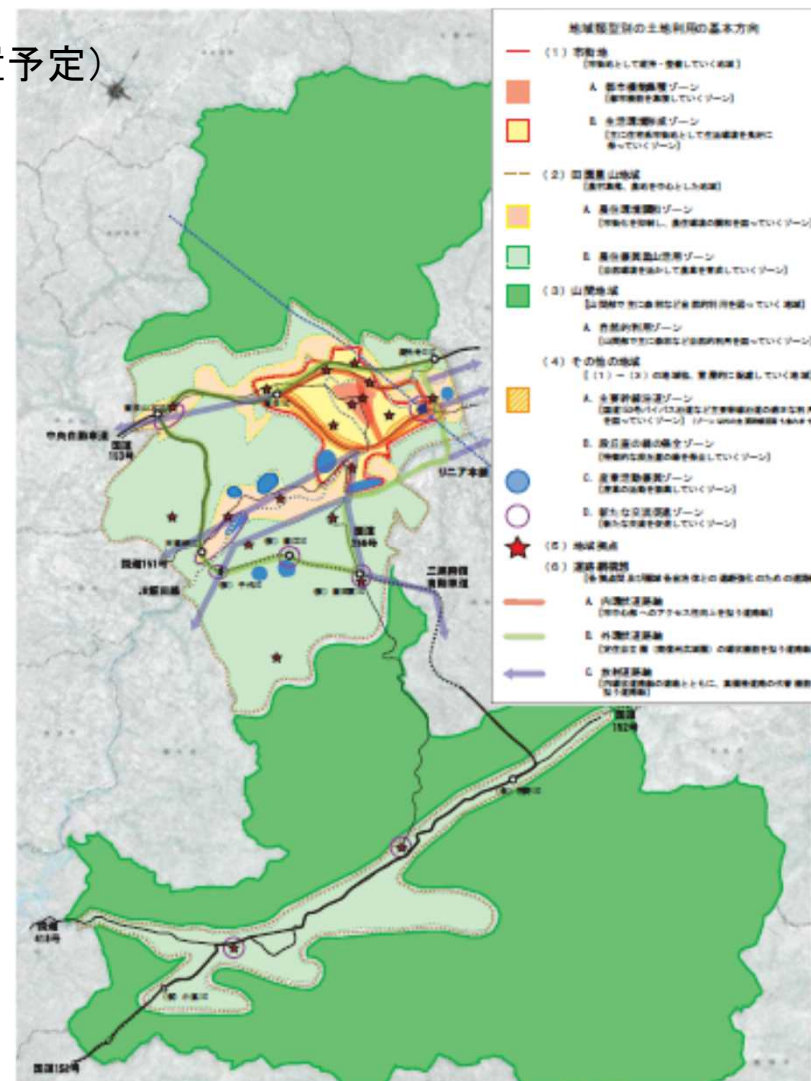
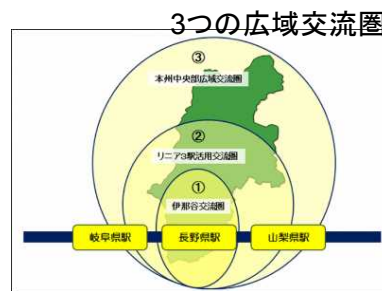
長野県リニア活用基本構想（H26.3）

:リニアを活かした3つの交流圏構想
⇒ 駅や駅周辺の整備、道路などの交通ネットワークのあり方の検討を踏まえた地域づくりの指針となる基本構想

「伊那谷交流圏構想」（長野県駅の駅勢圏）

「リニア3駅活用交流圏構想」（長野県駅、山梨県駅、岐阜県駅の駅勢圏）

「本州中央部広域交流圏構想」（長野県全域）



他にも「リニアバレー構想」（伊那谷自治体会議、H28.2）、「リニア将来ビジョン」（南信州広域連合、H22.11）等リニア関係の各種ビジョンが定められているところ。

【飯田市国土利用計画】（H29.3）

駅設置市だけでなく、周辺地域から県内外の地域まで劇的な変化をもたらす地域が一丸となって計画的に取り組んでいく必要がある

市町村の境界を越えた広域的な視点の必要性

● 流域の視点

河川の流域は市町村の境界を越えるものであるため、治水対策や環境保全を行う場合には、流域の市町村との連携が求められる。

琵琶湖管理 滋賀県

滋賀県国土利用計画（H29.3）

- ・「森～川～里～湖」の連環による生態系ネットワークの形成
- ・流域治水の推進等
- ・琵琶湖を中心とする一体的な水辺空間の保全・再生

滋賀県流域治水の推進に関する条例（H26.3）

- ・「川の中」で水を安全に「ながす」対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することを定めたもの
- ・浸水警戒区域の指定（H29.6に米原市村居田地区において初指定）

琵琶湖保全再生施策に関する計画（H29.3）

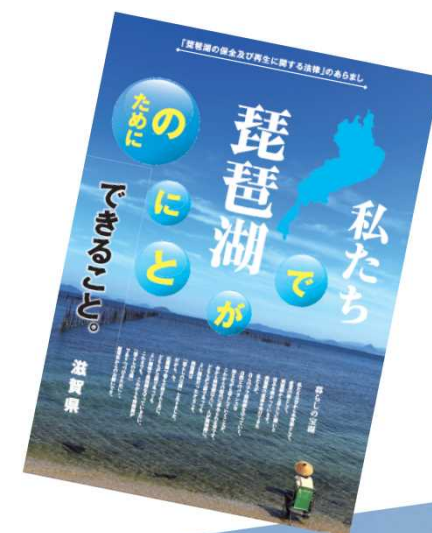
「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき滋賀県が策定
水源のかん養に関する事項、生態系の保全および再生に関する事項等

大津市国土利用計画（H29.4）

- ・湖岸地域においては、琵琶湖の保全・再生について県計画及びその取組と連携

長浜市総合計画（H29.3）

- ・琵琶湖を健全な姿で次代へと引き継いでいくため、「森～川～里～湖」という大きな視点に立って、水質保全対策に取り組むとともに、在来魚の保護をはじめとする琵琶湖流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖との関わりの再生を進めます



市町村の境界を越えた広域的な視点の必要性

● 生態系、景観等の広域的取組の視点

生態系ネットワーク形成への取組

多様な生物の生息可能な環境の保全・再生等には広域的な連携が求められる。

関東地域 地域に多様な主体が協同・連携し、コウノトリ・トキを指標とした水辺環境の保全・再生方策の推進と併せ、にぎわいのある地域振興等に取り組み、魅力的な地域づくりの実現を目指すもの。H27.3に基本構想、H28.3に基本計画を策定

関東地域における生態系ネットワーク形成への取組み
国土交通省が中心となり、野田市をはじめとする流域自治体・NPO等と連携して、関東地域における生態系ネットワーク形成に向けた取組みを展開

- 【関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会】
- ・学識者
 - ・野田市長、小山市長、鴻巣市長、我孫子市長、いすみ市長、坂東市長
 - ・関東地方整備局(事務局)
 - ・関東農政局、関東地方環境事務所
 - ・千葉県、埼玉県、栃木県
 - ・自然保護団体



<取組事例>

利根運河エリア

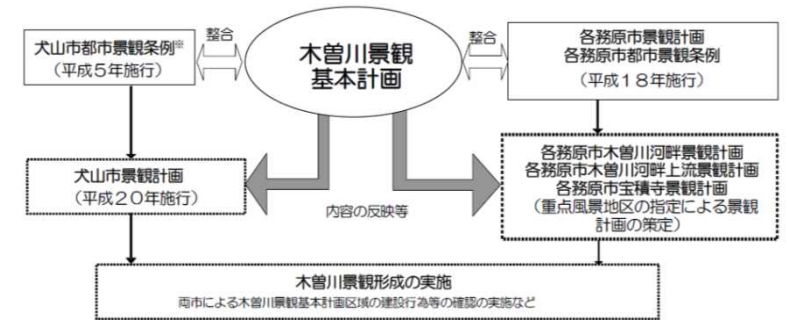
国交省の取組	国交省の取組	自治体等の取組	自治体等の取組
水際部のフンド・たまり整備による湿地環境再生	河川と流域水路との連続性を再生する樋管の落差解消	環境保全型農業の推進	コウノトリの放鳥 平成27年から毎年実施し、これまでに6羽放鳥

出典：国土交通省水管理・国土保全局提供資料

広域的景観形成の取組

広域的な景観保全のため、都道府県域を超えて連携する事例もある。

木曾川流域 愛知県犬山市と岐阜県各務原市の両市が中心となり、木曾川景観の保全・創造を図り、美しい木曾川景観を後世に継承することを目的として「木曾川景観協議会」を設立し、H18.3に木曾川景観基本計画を策定。基本計画の内容を、各市の景観計画に反映。



出典：「広域的景観形成について(本編)(資料編)」より

市町村の境界を越えた広域的な視点の必要性

●連携中枢都市圏、観光圏の視点

地域の社会経済を維持するための連携中枢都市圏や地域の幅広い観光資源を活用する観光圏の取組には広域的な連携が求められる。

連携中枢都市圏

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するもの。

平成29年3月31日現在、23圏域（圏域を構成する市町村数206）においてビジョンを策定済み。

播磨圏域連携中枢都市圏

姫路市を中心に8市8町が参加



圏域への企業誘致等を促進。姫路市においては企業誘致に際し、企業のニーズに合わせて連携市町村の情報（土地情報・優遇制度）も提供することで、圏域内への立地を促進している。



臨海部に集積する企業群

出典：総務省「連携中枢都市圏構想」より
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/renkeichusutoshiken/index.html

観光圏

自然・歴史・文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であって、区域内の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用して、観光客が滞在・周遊できる魅力ある観光地域づくりを促進するもの。

観光圏整備実施計画が認定されると、旅行業法による特例や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の支援を受けられる。平成29年8月現在、13地域で実施計画が認定されている。

観光圏整備実施計画認定地域（13地域）



出典：観光庁「観光圏の整備について」より <http://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/kankochi/seibi.html>

市町村の境界を越えた広域的な視点の必要性

● 都道府県の役割として県が市町村計画策定を支援

国土利用計画体系上、全国計画を基本として都道府県計画が策定・改定され、市町村計画の基本となることが求められている。

愛知県

【国土利用計画研修会の開催】

平成29年度以降、県の国土利用計画改定に向けた検討事務を進めるにあたり、県職員、市町村職員に国土利用計画に関する理解を深めてもらうため

○ 平成29年2月22日に愛知県三の丸庁舎にて、愛知県、名古屋大学三研究室による共催で「人口減少時代の土地利用計画を考える」を開催

○ 県職員、市町村職員など128名が参加
 <参考> 愛知県計画は、H32に改定予定

新潟県

【市町村計画策定に向けた取組の実施】

○ 「国土利用計画(市町村計画)策定のてびき」
 (平成25年10月)の作成

※新潟県計画改定(H29.3)をふまえた改定を予定

○ 市町村計画策定に係る説明会や研修会を実施
 ○ 未策定市町村と意見交換を実施

長野県

【市町村計画策定に向けた取組の実施】

○ 「国土利用計画(市町村計画)策定の手引き」
 の改定(平成29年4月)

※長野県計画改定(H28.9)をふまえた改定を実施

愛知県国土利用計画研修会

人口減少時代の土地利用計画を考える

Landscape Planning towards the Era of Depopulation

平成29年2月22日(水)

13:00~17:00 (受付開始 12:30)

■議事次第

12:30	開場 受付開始 (12:45開始、名古屋大学三研究室 協賛 本講座)	14:55 ~ 15:10	(2) 報告 2850名 県の愛知県域的な土地利用計画「シナリオ」 名古屋大学大学院 都市計画学 宇田 孝
13:00 ~ 13:05	開会挨拶 名古屋大学三研究室 協賛 本講座 名古屋大学大学院 都市計画学 宇田 孝	15:10 ~ 15:25	(3) 土地利用シナリオの解説 (都市計画、公共施設、緑地) 名古屋大学大学院 都市計画学 宇田 孝
13:05 ~ 14:05	【第一講：国土利用計画について】 第五次国土利用計画について 国土交通省国土政策局 部長 津水 邦之	15:25 ~ 15:35	【第三講：研究発表】 国土交通省国土政策局 部長 津水 邦之
14:05 ~ 14:15	【第二講：市町村計画について】 愛知県の土地利用計画及び市町村計画の 基幹的役割 名古屋大学三研究室 田中 亮佳	15:35 ~ 15:40	休憩
14:15 ~ 14:25	【第三講：研究発表】 研究の背景 名古屋大学大学院 都市計画学 高野 千佳	15:40 ~ 16:55	【第四講：パネルディスカッション】 人口減少時代の土地利用計画について コーディネーター 名古屋大学大学院 都市計画学 津水 邦之
14:25 ~ 14:35	【第四講：研究発表】 研究の背景 名古屋大学大学院 都市計画学 高野 千佳	16:55 ~ 17:00	閉会 名古屋大学大学院 都市計画学 津水 邦之
14:35 ~ 14:55	(1) 都市計画・人口分布から見る愛知県の 農地的分析 名古屋大学大学院 都市計画学 小野 竜也 五十嵐 千葉		

協賛者 愛知県/国立大学法人名古屋大学三研究室
 協賛者 愛知県の市町村 協賛者 高野 千佳
 名古屋大学大学院都市計画学 協賛者 小野 竜也
 E-mail: kishin@coro.nagoya-u.ac.jp

開催場 愛知県三の丸庁舎
 8階 大会議室



国土利用計画（市町村計画）策定のてびき

— 持続可能な土地利用のために —



平成25年10月
 新潟県土木部用地・土地利用課

国土利用計画（市町村計画）
 策定の手引き

平成29年4月
 長野県企画振興部地域振興課

災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

●災害リスクを考慮した国土利用計画

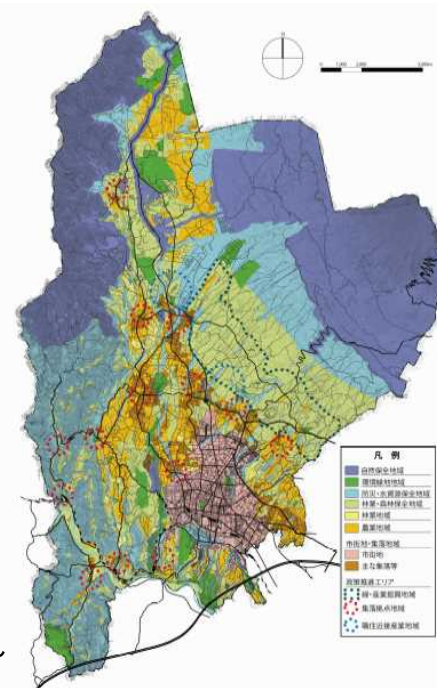
静岡県富士宮市

富士宮市国土利用計画 H28.3

- 土地利用構想図作成のための土地分級の際に、富士山ハザードマップ※や法的土地利用規制（土砂災害特別警戒区域、河川保全区域等）を考慮
- 土地利用指導要綱において、防災・水資源保全地域や浸水危険区域又は遊水機能が高い区域等における土地利用事業を制限

※ 富士山ハザードマップ：

富士山が噴火したときの市民や防災機関の火山防災対策の基礎として重要であると思われる被害の影響などの情報を記載した地図としてH16に富士宮市が作成したもの。



土地利用構想図に示された各地域等における土地利用事業について、各地域の立地に関する基本的な誘導・調整の考え方を明示

地域区別の土地利用方針及び立地の基本方針（一部抜粋）

		土地利用方針	立地の基本方針
自然保全地域		良好な自然環境や優れた風景地を保護するための保全・整備を図る。	原則として、土地利用事業の施行は認めない。
環境緑地地域		都市空間の秩序、緩衝、遮断など諸機能を持つ緑地環境として保全・整備を図る。	市街地、集落等の緑地環境の保全に支障となる土地利用事業の施行は認めない。但し、緑地環境整備に資する事業の施行は認める。
防災・水資源保全地域	防災保全地域	土地の形質の変更を規制する。	防災上、支障となる土地利用事業の施行は認めない。
	水資源保全地域	水の流出を抑制し、水の量的・質的な保全、汚染防止、浄化及び水害防止を図る。	水資源の保全に万全の対策を施し、有効な利活用を推進し、保全に支障となる土地利用事業の施行は認めない。
市街地・集落地域		交通その他の都市基盤の整備状況、整備計画、土地所有の動向、地元意向などから見た宅地利用の適地において、市街地、工業地、集落などの整備・開発を図る。	市街化区域では、市街地としての適正な土地利用事業を図る土地利用事業以外の施行は認めない。集落地域では、集落としての環境整備に寄与する土地利用事業以外の施行は認めない。

災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

《土地利用に関して災害リスクを考慮しているその他事例》

● 条例による災害リスクへの対応

愛知県みよし市

まちづくり土地利用条例（平成16年4月施行） / みよし市まちづくり基本計画

- ・ 個別法令に基づく規制を補完する横断的できめ細やかな土地利用誘導方策（まちづくり条例）を導入し、条例に基づきまちづくり基本計画を策定した。
- ・ 市がめざす土地利用を実現するための規制・誘導手法の一つとして、特に土地利用調整が必要である区域に対して9つの土地利用誘導区域を設定。そのひとつが「防災調整区域」。

防災調整区域

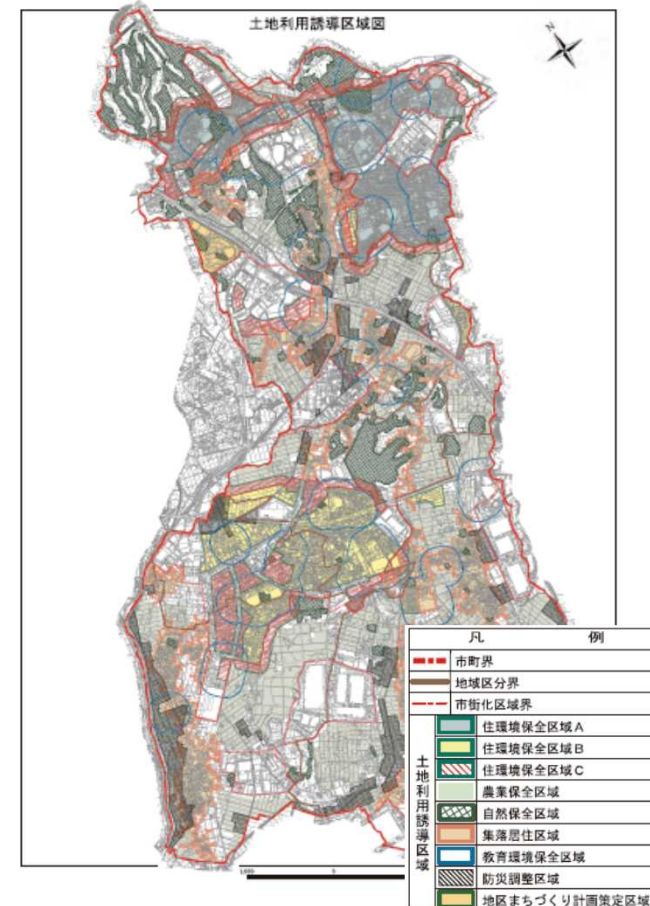
100年に1回程度発生する規模の大雨が降った場合の浸水想定区域や過去の浸水実績をもとに、50cm以上の浸水のおそれのあるエリアに設定

防災調整区域内の開発にあたって事業者が講ずべき措置

- ① 浸水実績や予想される浸水深を考慮し、床の高さの確保や浸透地盤の使用など被害を軽減するために必要な対策の実施
- ② 浸水実績、浸水予測及びそのために講じた対策を入居者に周知するための計画の策定

特徴

自らが居住する土地の浸水危険性が高く、対策を講ずる必要があるという認識を居住者に十分理解してもらうことで、住民自身の自助能力の向上を促し、災害に強いまちづくりに効果を発揮



災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

《土地利用に関して災害リスクを考慮しているその他事例》

● 条例による災害リスクへの対応

静岡県伊豆市

伊豆市水害に備えた土地利用条例（平成28年12月公布）

- ・ 溢水、湛水等による災害発生のおそれのある区域（計画規模の浸水想定区域のうち、0.5m以上を対象）については、自主条例により土地利用を誘導（事業者の浸水対策措置の努力義務、建築行為の届出、市長による必要な措置の要求等）

『伊豆市水害に備えた土地利用条例』（抄）

（目的）

第1条 この条例は、河川氾濫等による浸水想定区域の災害危険性を考慮し、事業者に適正な開発行為等の実施を促すとともに、浸水時の緊急避難を考慮して安全な建築物になるよう、事業者及び市民に必要な対策を促すことにより、市民、事業者及び市の相互理解による安全なまちづくりを進めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浸水想定区域 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定に基づき、水防法施行規則(平成12年省令第44号)第2条第4号の規定により河川法施行令(昭和40年政令第14号)第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨(以下「計画降雨」という。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

（対象区域）

第3条 開発行為等及び建築行為の届出の対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、水防法に基づき国土交通大臣が指定する浸水想定区域のうち、浸水深0.5メートル以上の浸水想定区域とする。

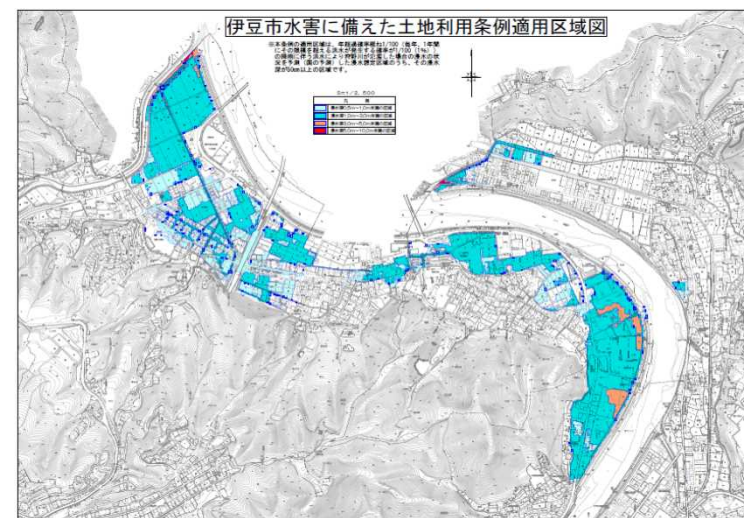
（事業者の責務）

第6条 事業者は、地域の特性及び浸水深を把握するとともに、事業の利用者等に対する被害を回避し、又は軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、地域の特性及び浸水深を把握するとともに、自らの生命及び身体に対する被害を回避し、又は軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

都市計画見直しにより廃止する区域区分(線引き)に替わる新たな土地利用ルールの一つとして、地形特性や自然災害などの危険性を踏まえた自主条例を制定。
(狩野川台風(S33)による壊滅的被害箇所的大部分は以前の市街化調整区域内)



（第4回国土管理専門委員会資料より(一部加筆)）

災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

《土地利用に関して災害リスクを考慮しているその他事例》

●立地適正化計画における災害リスクの考慮

立地適正化計画制度

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するもの

居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続されるよう、居住を誘導すべき区域
 （市街化調整区域、建築基準法の災害危険区域のうち条例により住居の建築が禁止されている区域等は除外）

災害リスク関係については、「都市計画運用指針」（国土交通省）において下記の考え方が示されているところ

◎原則として、居住誘導地域に含まないこととすべき区域

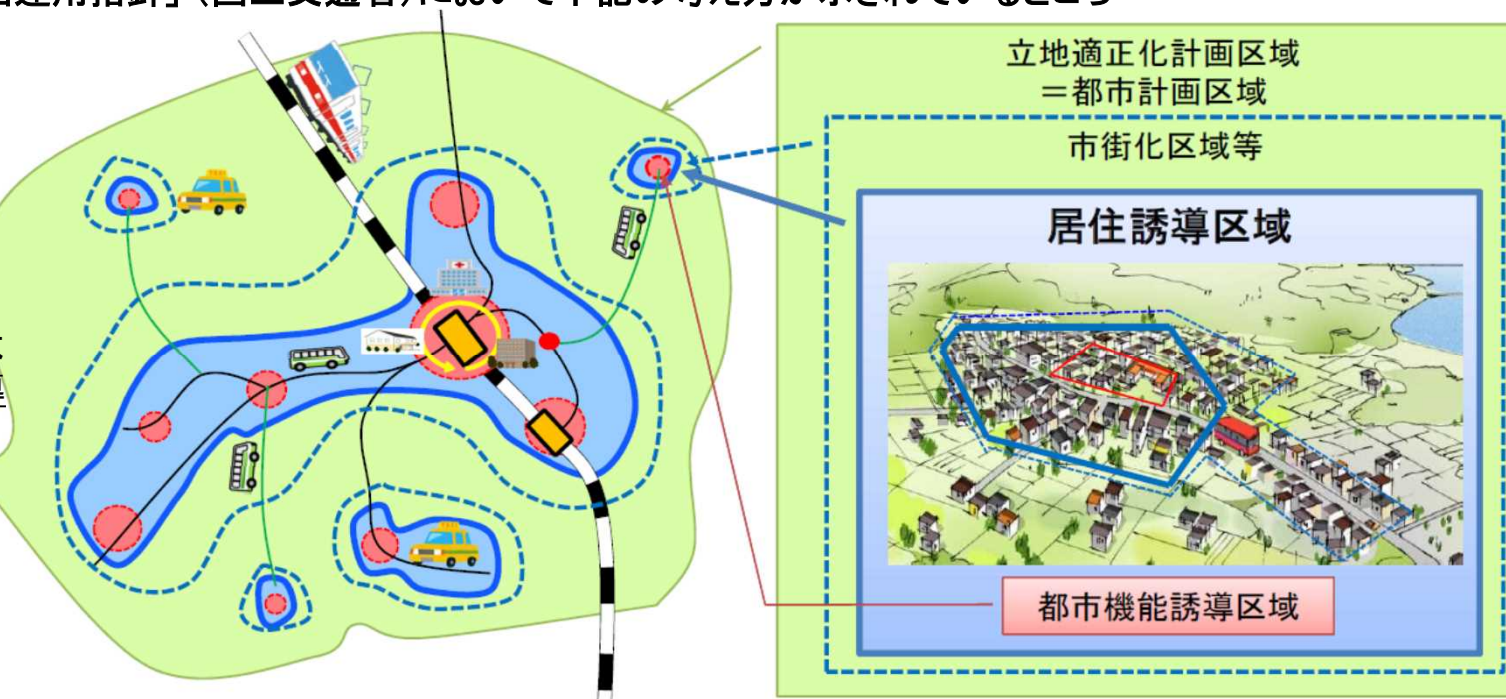
- ✓ 土砂災害特別警戒区域
- ✓ 津波災害特別警戒区域
- ✓ 地すべり防止区域

等

◎災害リスク、警戒避難態勢の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

- ✓ 土砂災害警戒区域
- ✓ 津波浸水想定区域
- ✓ 浸水想定区域

等



災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

《土地利用に関して災害リスクを考慮しているその他事例》

●立地適正化計画における災害リスクの考慮

大阪府箕面市：居住誘導区域から土砂災害(特別)警戒区域を外している事例

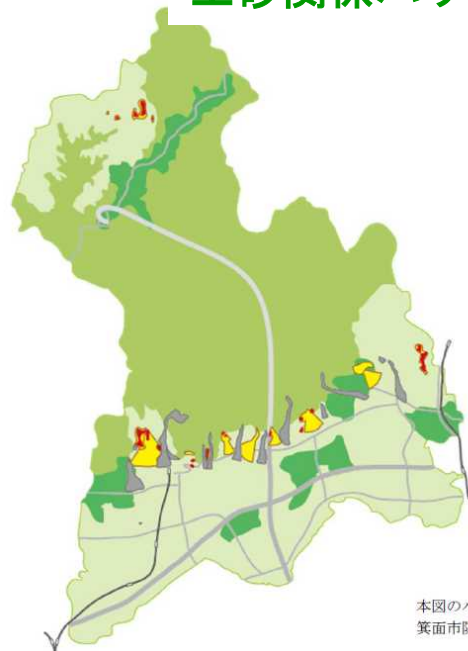
立地適正化計画における方針

○箕面市では、風水害時における行政職員を中心とした避難誘導、避難所受け入れ体制などについて、計画・マニュアル類を整えた上で、備蓄品なども整備しており、防災スピーカーの増設などの対策も行っていますが、近年の激しい天候の急変などにより、避難自体が間に合わないケースも十分想定されます。

○これらのことから、**土砂災害警戒区域(イエローゾーン)については、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)と同様、居住誘導区域に含まないこととします。**

(「箕面市立地適正化計画(H28.2.15公表)」より抜粋)

土砂関係ハザードエリア



- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害防止法施行前に指定された土砂災害危険箇所など
- 市街化区域
- 市街化調整区域（山間部）
- 市街化調整区域（農地）

本図のハザードエリアは、平成26年10月発行の箕面市防災マップ掲載のものです。

出典：箕面市立地適正化計画

居住誘導区域等(立地適正化計画)



- 居住誘導区域
- 市街化区域のうち居住誘導区域に含まないエリア

出典：箕面市立地適正化計画

災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

《土地利用に関して災害リスクを考慮しているその他事例》

●立地適正化計画における災害リスクの考慮

神奈川県藤沢市：居住誘導区域から津波浸水想定区域を外している事例

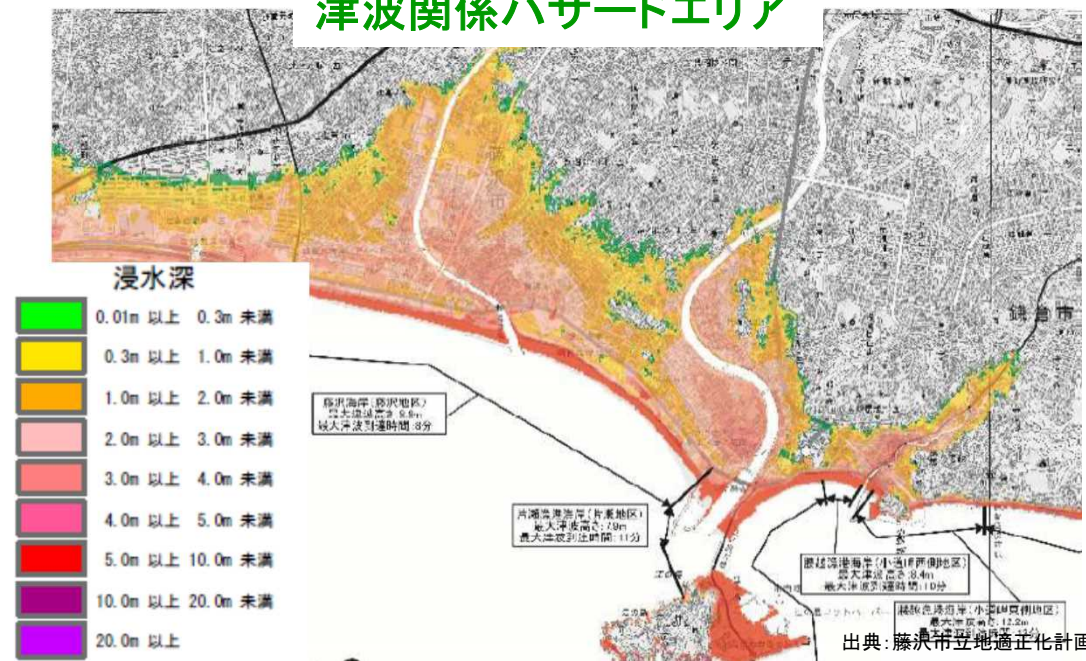
立地適正化計画における方針

○ハザードエリア及び保全すべき緑地を除き、居住誘導区域に設定します。

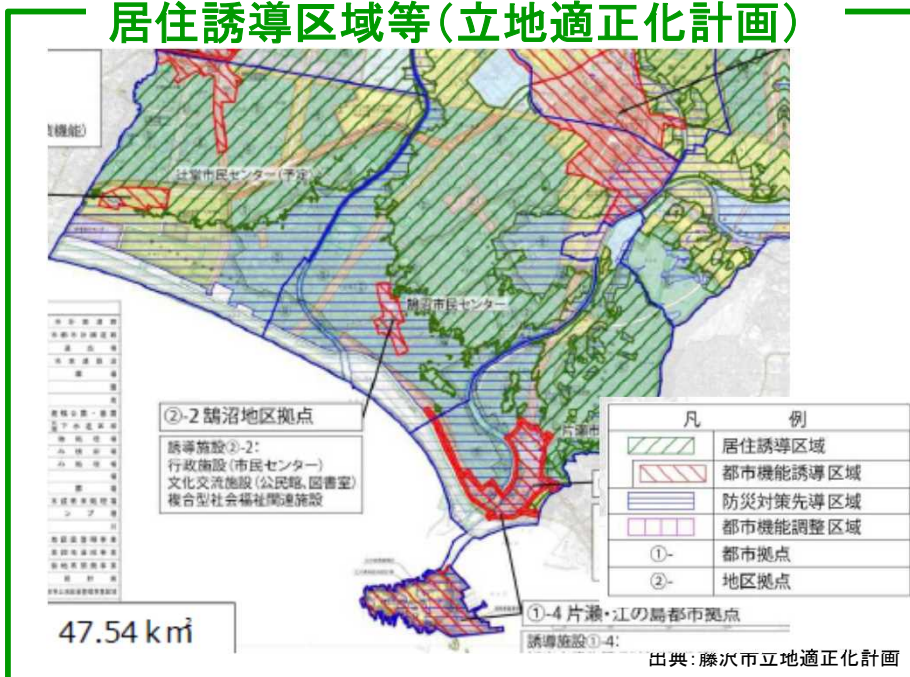
○津波浸水想定区域内には、約25,000世帯の居住があり、すでに都市基盤が整備され、居住誘導区域内への誘導という考え方が現実的ではないため、**原則、居住誘導区域には含みませんが、本市が独自で設定する「防災対策先導区域※」として位置付けていきます。**

※防災対策先導区域：行政が先導し、事業者や市民等と連携して、防災・減災対策を重点的に行い、市民の安全・安心な居住環境づくりを行う区域。
（藤沢市立地適正化計画（H29.3.31公表）より抜粋）

津波関係ハザードエリア



居住誘導区域等(立地適正化計画)



災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

《土地利用に関して災害リスクを考慮しているその他事例》

●立地適正化計画における災害リスクの考慮

青森県むつ市：居住誘導区域から浸水想定区域を外している事例

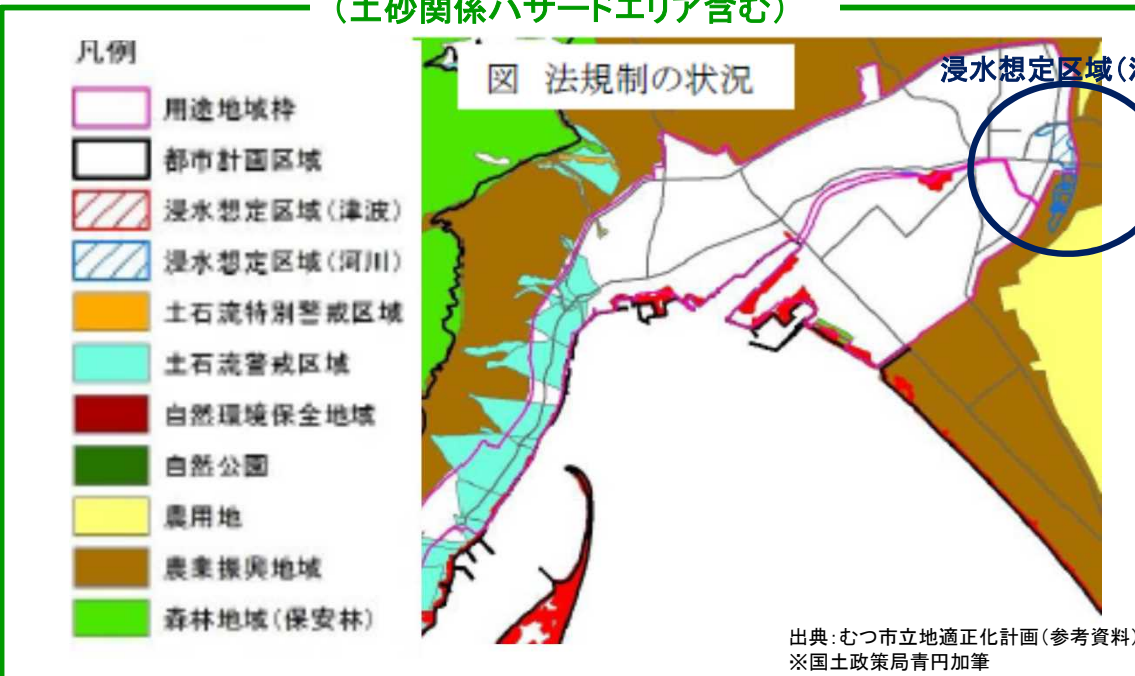
立地適正化計画における方針

○むつ市が立地適正化計画によって目指すべき都市像として「安心して暮らしやすいまち」をあげている

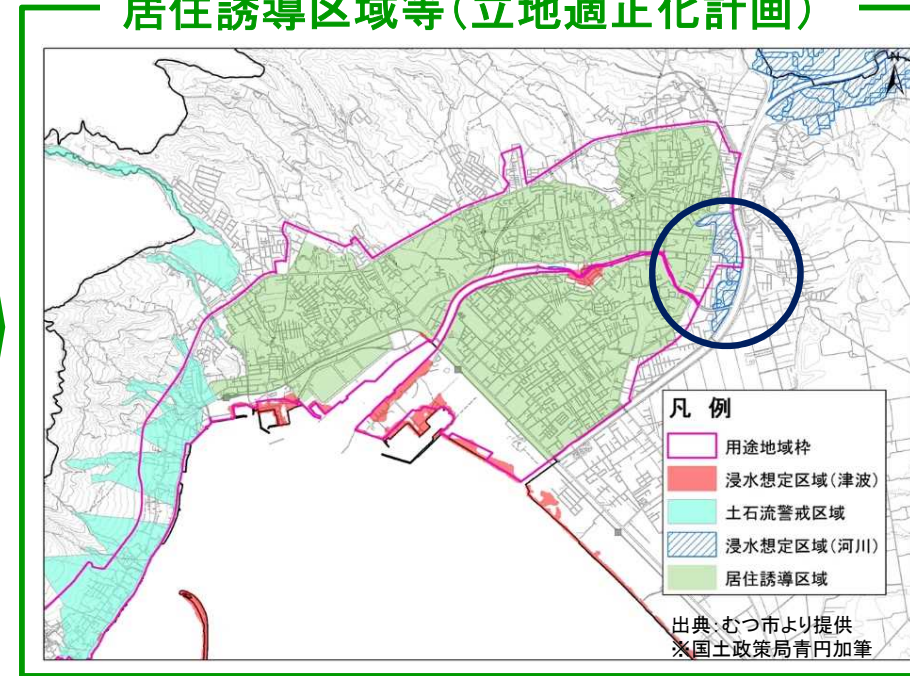
○市の用途地域内には浸水想定区域、土石流警戒区域が指定されており、**原則、災害区域に居住誘導区域は設定しない。**

（「むつ市立地適正化計画（H29.2.20公表）」より抜粋）

浸水関係ハザードエリア （土砂関係ハザードエリア含む）



居住誘導区域等（立地適正化計画）



災害リスク情報等地域の土地特性考慮の必要性

《土地利用に関して災害リスクを考慮している其他事例》

● 国土強靱化の取組

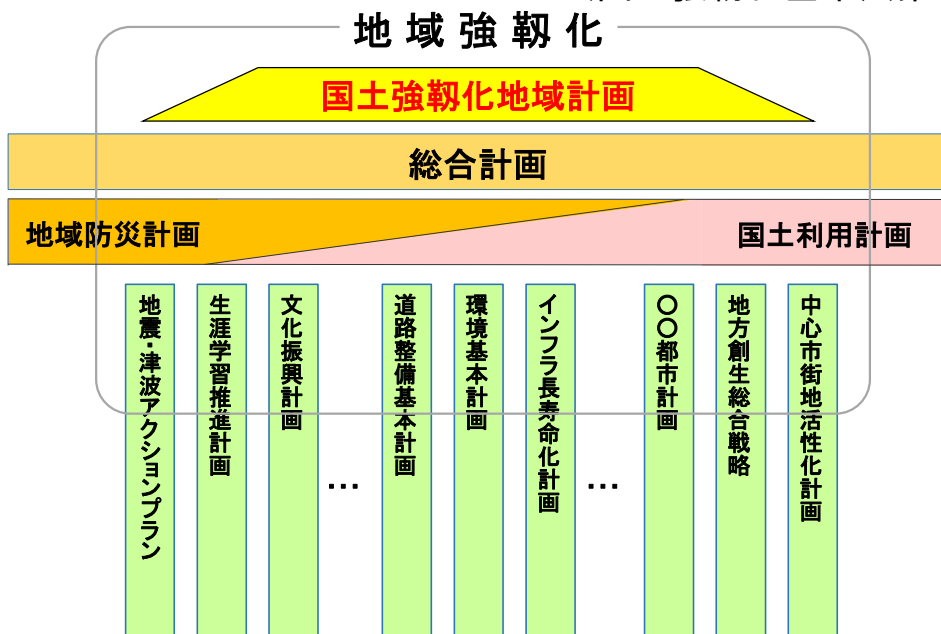
国土利用においても、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる国土の構築に向けた国土強靱化の取組を進めて行くことが必要である。

国土強靱化地域計画

国土強靱化地域計画は、都道府県又は市町村が、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該区域における国土強靱化に関する施策の推進に関して定めるもの。

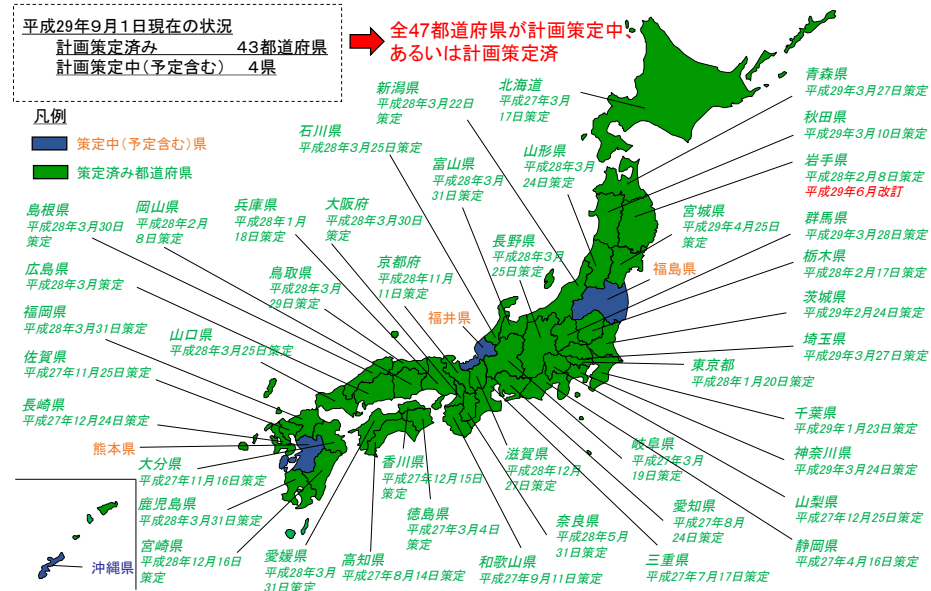
災害リスクを考慮した土地利用施策についても推進すべき施策として位置づけ(豊橋市等)

国土強靱化に係る当該市町村等の他の計画等の指針となるもの
(国土強靱化基本法第13条)



策定状況 43都道府県、44市区町村で策定済(H29.9.1現在)

国土強靱化地域計画の策定に向けた取組み(予定を含む)を公表している都道府県



出典: 内閣官房国土強靱化推進室提供資料